

# 自治会・回覧

平成26年6月9日 自治会長

## 「旅費・交通費支給規則」改定について

会員の皆さんには、日頃のご支援、ご協力大変に有難うございます。

さて、4月に開催しました、平成26年度定期総会の25年度会計報告に関して、ご出席の会員の方から以下のご意見をいただきました。

- 交通・日当費の実績（223.5千円）が予算（120千円）に対してほぼ2倍近くとなっている。何かしらの改善（削減）策が必要ではないか。

※交通・日当費については、総会の席でも色々なご意見をいただきましたが、会長としましては、従来から"サービス出張"は止め、然るべき業務で出張をした場合は、規則に準じて交通・日当費を請求するようお願いしてきました。この考えは変わりません。

そこで、対応策として基準を決めている「旅費・交通費支給規則」の見直し・改定で削減を図っていくことを検討し、規則改定（案）作成後、6月度の本部役員会で承認されました。

※添付の規則を参照ください。 ※本規則は平成26年6月8日付けで改定・施行とする。

折角の機会なので、細かい文言、"てにをは"の修正もしましたが、この報告では省略し、以下の大きな改定点を報告します。

1. 従来、日当は全ての出張に対し時間又は時間帯に応じて定額を支給していたが、
  - ・講習会・会合等、出張先で時間の拘束を受ける場合、（成人式等）会場設営等で作業が発生する場合は、日当を支給する。＊日当額改定（後述）
  - ・買出し、購買品の発注・受け取り等、赴くだけの場合は日当を支給しない。
2. 従来、交通費は全て行き先別のバス料金・電車料金換算で支給していたが、車使用のケースが殆どなので、請求書に交通手段を明記し、手段別の交通費とする。
  - ＊「交通・日当費請求書」改定（規則の別表参照）
  - ・バス・電車使用の場合は、従来通りとするが、消費税関連の新料金で支給する。
    - ＊主要行き先のバス・電車料金調査済（規則の別表参照）
  - ・車使用の場合は、走行総距離に応じてガソリン代等で支給する。
    - ＊主要行き先までの距離は、実測等で調査済（規則の別表参照）
    - ＊距離当たりの交通費（円/Km）は、ガソリン代その他を考慮（後述）

### <車使用の場合の走行距離対応交通費>

- ・ガソリン代"170円/L"、燃費"10Km/L"で計算すると、"17円/Km"となるが、その他維持費等を考慮して"20円/Km"とする。

### <日当費見直し（案）>

- ・桜台出発～帰着までの時間及び時間帯別の日当定額（円/件・日）

時間又は時間帯	現状	改定案	差額
3時間未満	500	400	-100
3時間から5時間未満	1,000	800	-200
5時間から8時間未満	2,000	1,600	-400
夜間（17時以降24時まで）	2,000	1,600	-400

※規則類の改訂があった場合は、全戸に改訂版を配付するのが本来ですが、紙代、コピー費削減の観点から今回は配付しませんので、ご希望の方は自治会館までお越しください。

以上

# 旅費・交通費支給規則

## (目的)

第1条 この規則は、桜台自治会（以下『自治会』という）の会員または自治会の委嘱を受けた者が、桜台地域以外のところで自治会の為の業務（以下『出張業務』という）を行った場合の旅費または交通費について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規則の適用を受ける出張業務には、自治会の日常業務としての資材や資金の調達や書類の集配等の為の通常の外出業務の他、会員が次の各号の行事に参加して行動する業務も含まれるものとする。

1. 県・市・警察・消防等の行政主管庁が主催する行事
2. 市原市町会長連合会主催の行事、会合並びに有秋地区町会長連合会及びその加盟町会が催す行事、会合
3. 有秋地区社会福祉協議会及び有秋地区社会体育振興会の行事、会合
4. 桜台に居住する児童・生徒が通学区域となっている学校等の行事、会合
5. その他、自治会役員会において認められた業務

## (旅費・交通費の種類)

- 第3条
1. 旅費・交通費は、鉄道運賃・船運賃・航空運賃・車賃・日当及び宿泊料とする。
  2. 鉄道運賃・船運賃・航空運賃は、旅程に応じ旅客運賃等により支給する。
  3. 車賃は、バス・タクシー等を利用する場合の旅客運賃等により支給するが、借上げ車・便乗車・自家用車・バイクまたは自転車等を利用する場合は、走行総距離に応じた額を支給する。但し、自治会所有車使用の場合は支給しない。
  4. 日当は、講習会・会合等、時間的に拘束される場合及び会場設営等、出張先で作業が発生する場合に日数及び時間に応じて定額を支給するが、購買品の発注・受取り、買出し等で赴くだけの場合は支給しない。
  5. 宿泊料は、出張中の夜数に応じ、1夜当たりの定額を支給する。

## (電車賃の計算)

- 第4条
1. 鉄道、バス運賃等は、最も経済的かつ通常の経路により旅行した場合の路程による普通運賃で計算する。ただし業務上または天災その他やむをえない事情により前記の方法が困難な場合には、実際に経過した路程により計算する。
  2. 団体バス旅行等で自治会が参加料を支払い、その参加料中に乗車賃等が含まれている場合には、出張者には乗車賃等は支給しない。
  3. 外出勤務者の近隣地域の車賃は、別表1の車賃早見表により支給する。

## (日当の計算)

- 第5条
1. 宿泊出張者に対する日当は、出発日から帰着日までの日数で計算し、1日当たり1,600円を支給する。
  2. 外出勤務者に対する日当は、自治会事務所発から事務所帰着までの時間で計算し、別表2の外出勤務者日当早見表により支給する。
  3. 自治会から給与、手当の支給を受けている自治会の事務員または日直員が、勤務時間中に外出勤務をした場合は車賃のみを支給し、日当は支給しない。

(宿泊料の計算)

- 第6条 1. 出張者の宿泊料は、大都市圏1夜当たり8,000円、普通地は7,000円とする。
2. 外出勤務者に対する日当は、自治会事務所発から事務所帰着までの時間で計算し、別表2の外出勤務者日当早見表により支給する。
3. 出張者が車中泊する場合には、B寝台料金を支給するほか、車中泊料金として4,000円を支給する。
4. 会費や参加料を自治会が支払い、その会費、参加料に宿泊料が含まれる場合は、出張者には宿泊料を支給しないで、日当のみを支給する。

(旅費・交通費の請求手続き)

- 第7条 旅費・交通費の支給を受けようとする者は、別表3の「旅費・交通費請求書」に必要事項を記入の上自治会長に提出しなければならない。
1. 勤務者名、業務内容、行き先、交通手段及び行動日時を記入する。
2. 交通手段でバス・電車使用の場合は、乗降停留所・駅名を記入する。
3. 交通手段で車使用の場合は、別表1の通り、代表行き先について実測又は検索距離を調査済なので、この距離で交通費を計算する。尚、別表1にない行き先の場合は、インターネットのサイトで検索可能である。
4. 交通手段でバス・電車使用の場合で、別表1にない行き先の場合は、運賃を調査する。

(規則の改定)

- 第8条 この規則の改定は、本部役員会の決議により行うものとするが、乗車賃の改定などの場合は即日改定し、事後本部役員会の承認を受けるものとする。

附則

1. この規則は、平成7年4月1日から施行する。
2. 平成26年6月8日 改定・施行

別表 1

車賃早見表

行き先	距離 (往復)	車使用		バス・電車使用			
		円/Km	交通費	最寄駅・バス停	交通費		
					バス	電車	合計
市役所・市民会館・消防署	23	20	460	市役所前	1080	380	1460
市原警察署	23	20	460	八幡宿駅	580	400	980
法務局(八幡)	25	20	500	八幡駅	580	400	980
アネッサ	8	20	160	姉崎中学校前	520		520
有秋支所・有秋公民館	4	20	80	山谷	400		400
西部公園管理所	13	20	260	姉崎駅	580		580
有秋中学校	4	20	80	有秋台入り口	400		400
寿苑	4	20	80	有秋台入り口	400		400
有秋公園	4	20	80	有秋西小入り口	400		400
KPIクラブハウス	5	20	100	有秋西小入り口	400		400
五井中学校	16	20	320	五井駅	580	380	960
椎の木台自治会館	2	20	40	—			0
ジョイフル本田	30	20	600	八幡駅	580	400	980
カインズ	24	20	480	五井駅	580	380	960
尾張屋(長浦店)	13	20	260	長浦駅	580	380	960
ダイエー(長浦店)	13	20	260	長浦駅	580	380	960
ケーヨーD2	12	20	240	姉崎駅	580		580
トヨタレンタカー	13	20	260	姉崎駅	580		580
富分	4	20	80	有秋台入り口	400		400

別表 2

日当早見表

桜台出発～帰着までの時間	日当
3時間未満	400
3時間から5時間未満	800
5時間から8時間未満	1,600
夜間(17時以降24時まで)	1,600

●別表 1 にない行き先について、車使用の場合は、事務所にてサイトで距離検索可  
\* 事務員は、サイトで検索し、交通費を計算(20円/Km)する。

●別表 1 にない行き先について、電車使用の場合は、請求書に電車運賃を申告する。  
\* 参考JR料金(片道)

東京：970円 千葉：320円  
君津：410円 船橋：580円  
蘇我：320円 木更津：320円  
海浜幕張：500円

●別表 3 の請求書には、交通手段を明記し、バス・電車の場合は、乗降停留所、駅名を記入する。

別表 3

交通・日当費請求書

会長	副会長		会計

勤務者名						印			
業務内容									
行先									
交通手段	バス/電車	経路(乗降停留所・駅)：							
	車	走行距離： Km							
行動日時	月	日	時	分	～	月	日	時	分
交通日当費	交通費	日当	宿泊費	合計	備考				
注 1. 行動日時は、桜台発・着の日時を記入すること。 2. 最下段の料金欄は、事務用のため記入不要。									
<b>領 取 書</b>									
桜台自治会 様				年 月 日					
￥									
上記正に領収いたしました。									
印									